



申7号

新JINJREシステム導入に伴う 組合費控除取り扱い変更に関する申し入れ

提出!

JR東労組は、申2号「新JINJREシステム導入に伴う組合費控除取り扱い変更に関する解明申し入れ」を行い、7月27日に団体交渉を行ってきました。

これまでのJR東労組の賃金控除は「賃金控除に関する協定付属覚書」に基づいて実施されており、新システムに移行しても覚書に則って進めていくべきです。また会社は「賃金控除に関する協定付属覚書」について解約通知を行いました。協約等に関わる議論は労使議論を尽くし、締結相手の了解を得るべく誠実な努力・配慮を行ったうえでの「労使合意」を前提とするべきです。会社は「賃金控除に関する協定付属覚書」の解約通知と新たな覚書の締結について「中立保持義務の観点から、他労組と違う取り扱いは実施しない」と回答しましたが、JR東労組は会社の一方的な解約通知であるという認識は変わらず、会社の主張に納得感はありません。

また、団体交渉で組合費控除の変更は、組合員の基本給を把握するため活動に大きな支障が出ること、金銭的な支障も発生することを述べてきました。会社は「組合費をどう決めるかは会社としてコメントする立場でなく、貴側から提示された金額を控除していく」と回答しましたが、今回の控除方法の変更は会社の都合による変更であり、従来通りの控除方法ができないのであれば代替手段含めて検討するべきです。

会社は「対処すべき課題を乗り越えるために、協約を議論していくことを強く認識している」と回答しています。JR東労組は「賃金控除に関する協定付属覚書」の解約通知を受けている中で、新たな覚書を締結するには対処すべき課題を解消し、組合員が納得する形で締結するべきと考えます。

申し入れ項目

1. 「賃金控除に関する協定付属覚書」の解約通知は一方的な解約であり納得感もなく、組合活動に支障を及ぼすことから代替手段を検討すること。
2. 賃金控除について、組合費以外の控除方法については変更しないこと。
3. 新たな覚書による賃金控除の方法について、地本・支社間における説明を丁寧に行うこと。

丁寧な労使議論を経た「新たな覚書の締結」を求めます！